

7 輸 国 第 2542 号

関税割当公表第72号の3

令和7年度の「その他の乳製品」の関税割当て（第2次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0401.10号に定義する「その他の乳製品」の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和7年10月9日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 「その他の乳製品」（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0401.10号、第0401.20号、第0401.40号、第0401.50号、第0403.20号、第0403.90号、第0404.90号、第1806.20号、第1806.90号、第1901.10号、第1901.20号、第1901.90号、第2101.12号、第2101.20号、第2106.10号及び第2106.90号に規定するもの）

2 割当数量＜注＞ 1,210.13トン

3 通関期限 令和8年3月31日

第2 関税割当申請者の資格

令和7年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて（令和7年3月11日付け6輸国第4156号関税割当公表第72号。以下「手続公表」という。）

第2の5の要件に該当する者

第3 関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課

農林水産省畜産局牛乳乳製品課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間（書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

令和7年10月15日（水）から同月17日（金）まで（必着）

- 2 提出時間

書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当証明書の発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第6 その他

関税割当申請書の添付書類その他手続に関し必要な事項及び割当ての基準に関する事項については、手続公表によるものとする。

<注> 本公表による関税割当ては、全乳換算数量により行うものとし、全乳換算数量は、当該物品の全重量のうちに占める乳脂肪分の割合に15.12を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちに占める無脂乳固形分の割合に6.59を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乗じて得た数量とする。

成 分	係 数
乳 脂 肪 分	15.12
無 脂 乳 固 形 分	6.59